

優良工事施工業者の表彰に、 災害部門を創設します。

近年、全国的に自然災害が頻発しており、本市においても、本年の台風2号に関連した集中豪雨や、昨年9月の台風15号で被災しました。

災害において、次のとおり表彰を取り扱うことになりました。

令和7年度表彰（令和6年度完成工事）から、従来の7区分※1 に災害復旧工事※2 を加えて、優良工事施工業者を選考します。

※1 従来の7区分 … (1) 土木一式工事、(2) 建築一式工事、(3) 電気工事
(4) 管工事、(5) 舗装工事、(6) 水道管工事
(7) 上記以外の建設工事 25 業種

※2 創設する「災害復旧工事」は、建設業法による建設工事の種類ではありません。選考にあたり本市が独自に区分して設けるもので、従来の7区分の選考からは外れます。

上記に伴う要領改正は、令和7年4月を予定しています。

浜松市では、建設業者全体の資質の向上を図るため、浜松市が発注した500万円以上の建設工事の中から、他の模範となる成績を修めた施工業者及び技術者並びに品質向上に貢献した協力業者及び協力技術者を選び、表彰しています。

表彰制度の内容は浜松市のホームページを参照ください。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gijutsukanri/gijutsukanri/recycle/index.html>



◇問い合わせ先◇

浜松市財務部技術監理課

TEL：053-457-2426

E-mail：gijutsukanri@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(令和5年12月版)